

## 福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱

### （通 則）

第1条 福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、県内中小企業者の事業承継計画に基づく取組みを支援し、一層の事業承継の実現を促進することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

### （補助金の交付対象者）

第4条 この補助金の交付対象者は、今後5年以内に事業承継をしようとしており、福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関が事業承継計画の策定及びブラッシュアップを支援した中小企業者とする。

2 交付対象者は以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

### （補助金の交付の対象及び補助率等）

第5条 補助金は、交付対象者が策定した事業承継計画に基づく取組みであって、次に掲げる事業承継前の経営改善に必要な取組みや、事業承継後の業務に必要な知識の習得に必要な取組みに要する経費のうち、補助金交付の対象として知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付する。

- (1) 販路の拡大
- (2) 事業のデジタル化
- (3) 新商品の開発
- (4) 後継者の人材育成

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

3 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

4 補助率は、補助対象経費の2分の1以内、小規模事業者の場合、補助対象経費の3分の2以内とし、1件につき50万円を上限とする。

### （補助事業の実施期間）

第6条 事業実施期間は、交付決定の日から、当該年度2月末日までの間の事業完了日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付申請書」（様式第1号）に、事業計画書その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容及び額について審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付決定通知書」（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(申請の取り下げ)

第9条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の内容等の変更)

第10条 交付の決定を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象経費の区分ごとの配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る補助事業の変更承認申請書」（様式第3号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない補助事業実施計画の細部の変更をするときは、この限りではない。

2 知事は、前項の規定により補助事業の変更承認申請があったときは、その内容及び額について審査し、相当と認めるときは補助金の変更承認を行い、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金変更承認通知書」（様式第3号の2）により申請者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書」（様式第4号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止承認申請があったときは、その内容について審査し、相当と認めるときは補助金の中止又は廃止承認を行い、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金中止（廃止）承認通知書」（様式第4号の2）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助事業の実施期限のいずれか早い日から10日以内に「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る補助事業実績報告書」（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第2項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した

条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る額の確定通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

#### （補助金の支払）

第14条 知事は、原則として前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められた場合に限り、補助金の全部又は一部につき概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金精算払請求書」（様式第7号）又は「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金概算払請求書」（様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。
- 3 概算払は、支払明細書上の支払済みの経費に係る補助金の支払いに限るものとする。

#### （交付決定の取消）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
  - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
  - (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
  - (5) 第9条の規定に基づく交付申請の取り下げ若しくは第11条第2項の規定に基づく補助事業の中止又は廃止承認があったとき。
- 2 前項の規定は、第13条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

#### （補助金の返還期限）

第16条 規則第17条第1項及び第2項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

#### （補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### （帳簿書類の検査等）

第18条 知事は、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

#### （財産の管理）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、規則第20条の規定による知事が定める処分を制限する財産は、取得価値又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る取得財産等の処分承認申請書」（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(産業財産権等に関する届出)

第21条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した「福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る産業財産権等届出書」（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第22条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定及びその他の補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を知事に納付させることができる。

(成果の発表)

第23条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者と協議の上、その成果を発表させることができるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。

【補助対象経費】

経費区分	内 容
1. 機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置の購入に要する経費
2. 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
3. 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4. 旅費	事業遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場の往復を含む）ための旅費
5. 開発費	新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6. 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
7. 専門家謝金	事業遂行に必要な助言・指導を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費
8. 専門家旅費	事業遂行に必要な助言・指導を依頼した専門家等に支払われる旅費
9. 研修受講料	事業承継の実行に必要な研修の受講に要する経費 ※公に開催が確認できる研修に限る
10. 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
11. 委託費	上記 1. から 11. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る）
12. 外注費	上記 1. から 11. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る）

※直接人件費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費等、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費、消費税及び地方消費税（ただし、消費税法における納税義務者とならない補助事業者及び免税事業者、簡易課税事業者の場合は、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。）に係る経費及び公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は補助対象外

(様式第1号)

年 月 日

福岡県知事  
(氏名) 殿

申請者の住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 (記名押印又は署名)

年度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付申請書

福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり 年  
度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
(別紙1) 補助事業実施計画書および(別紙2) 経費内訳書のとおり
- 2 補助事業の開始日および完了予定日  
交付決定日～ 年 月 日
- 3 補助金交付申請額  
金 円
- 4 そのほか添付書類  
・福岡県事業承継支援ネットワークの専門家派遣で策定した計画書  
・(別紙3) 役員名簿

(別紙1) (様式第1号関係)

補助事業実施計画書

企業名： \_\_\_\_\_

【補助事業の内容】

1. 補助事業で行う取組名	
2. 取組の目的	
3. 取組内容	
4. 実施効果	
5. 取組の特徴・アピールポイント	
6. スケジュール	7. 実施体制

(別紙2) (様式第1号関係)

## 経 費 内 訳 書

### 1. 経費明細表

(単位：円)

経費区分	内容・必要理由	経費内訳 (単価×回数)	補助事業に 要する経費	補助対象経費
(1) 補助事業に要する経費合計				
(2) 補助対象経費合計				
(3) 補助金交付申請額 ((2) × 補助率 1/2(2/3) 以内)				

1. 補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。  
(消費税法における簡易課税業者の場合は、これを含めた額を記載し、欄外にその旨を記載すること。)
3. (3) 補助金交付申請額は補助対象経費の2分の1 (小規模事業者の場合3分の2) 以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入 (上限は50万円)。

### 2. 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)
自己資金	
借入金	
県補助金	
その他	
合 計	

1. 県補助金額は、経費明細表の(3) 補助金交付申請額と一致させること。
2. 合計額は、経費明細表の(2) 補助対象経費合計と一致させること。



(別紙3) (様式第1号関係)

役員名簿

(企業名： )

役職名	氏名カナ (半角カナ、姓と名は半角スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日				性別 男性：M 女性：F
			元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日	
代表取締役	ケンシ ジツ	訓練 実施	S	30	3	4	M
取締役	キウシュウ イロウ	九州 一郎	S	40	1	1	M
取締役	フカ ハコ	福岡 花子	S	45	12	24	F

※役員全員を記載してください。

※役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）を記載してください（上記記載例参照）。

※また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、福岡県補助金交付規則第四条の二に基づき、福岡県事業承継実現補助金経営改善事業からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(申請者の商号又は名称)  
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事 ( 氏名 ) 印

年度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助事業については、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助事業の交付の対象となる事業及びその内容

年 月 日付で交付申請のあった、年度福岡県事業承継実現補助金経営改善事業交付申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額

交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合の補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金交付決定額： 円

3 補助事業者は、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(様式第3号)

年 月 日

福岡県知事  
(氏名) 殿

申請者の住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 (記名押印又は署名)

年度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金に係る補助事業の変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取組名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容  
別紙のとおり

補助事業の変更内容

1 事業の内容

変更する項目	変 更 前	変 更 後

2 事業の経費

(単位：円)

経費等 経費区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

1. 補助事業に要する経費には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。  
(消費税法における簡易課税業者の場合は、これを含めた額を記載し、備考にその旨を記載すること。)
3. 補助金申請額は補助対象経費の2分の1（小規模事業者の場合3分の2）以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入。

(様式第3号の2)

第 号  
年 月 日

(申請者の商号又は名称)  
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事 ( 氏名 ) 印

年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る補助事業の変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった補助事業については、福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更承認したので通知します。

記

1 補助事業の変更承認の内容

年 月 日付で変更承認申請のあった、年度福岡県事業承継実現補助金経営改善事業変更承認申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の交付決定額

変更後の交付決定額は次のとおりとする。

変更後の補助金交付決定額： 円

3 補助事業者は、福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(様式第4号)

年 月 日

福岡県知事  
(氏名) 殿

申請者の住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 (記名押印又は署名)

年度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業の内容を下記のとおり中止(廃止)したいので、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱第11条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取組名
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 補助事業中止の期間(廃止の時期)

(様式第4号の2)

第 号  
年 月 日

(申請者の商号又は名称)  
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事 ( 氏名 ) 印

年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった補助事業については、福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり中止（廃止）承認したので通知します。

記

1 補助事業の中止（廃止）承認の内容

年 月 日付で中止（廃止）承認申請のあった、年度福岡県事業承継実現補助金経営改善事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおりとする。

(様式第5号)

年 月 日

福岡県知事

( 氏名 ) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名 (記名押印又は署名)

年度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、年  
月 日に完了したので、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱第12条の規  
定に

基づき、下記のとおり報告します。

記

1 取組名

2 実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 事業内容及び成果

4 経費の支出状況

交付決定額 円

補助事業に要した経費 円

補助対象経費 円

補助金充当額 円

※決算総表(別紙1)、支払明細書(別紙2)のとおり

5 取得物件



取得物件一覧表（別紙3）のとおり

## 決 算 総 表

(単位:円)

経費の区分	予 算 額	決 算 額			備 考
	補助事業に 要する経費	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補助金充当額	
合 計					

1. 補助事業に要した経費には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費、補助金充当額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。  
(消費税法における簡易課税業者の場合は、これを含めた額を記載し、備考欄にその旨を記載すること。)
3. 補助金充当額は補助対象経費の2分の1 (小規模事業者の場合3分の2) で、千円未満を切り捨てた金額を記入。

支 払 明 細 書

(単位:円)

経費の区分	書類番号	内 容 (品目等)	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補助金充当額	入手日	支払日	支 払 先	備 考
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		合 計							

※支払済、支払確定分のみ記載すること。

※書類番号に対応する、支出証拠書類（領収書、振込書、研修等の内容が確認できる書類等）の写しを添付すること。

※補助対象経費、補助金充当額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

(消費税法における簡易課税業者の場合は、これを含めた額を記載し、備考欄にその旨を記載すること。)

別紙3 (様式第5号関係)

取得物件一覧表

製品名	様式 又は型式等	取得年月日	耐用年数	取得金額 (税抜)	設置場所	備考
		検収年月日				

(様式第6号)

第 号  
年 月 日

(申請者の商号又は名称)

(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

( 氏名 )

印

年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る額の確定通知書

年 月 日付で交付決定を通知した補助事業については、年 月 日付  
で提出のあった、年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る補助事業実績報告  
書を審査した結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、  
福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱第13条の規定に基づき、交付すべき補助金の  
額を、下記のとおり確定します。

記

1 取組名

2 補助金確定額

補助事業に要した経費	円
うち、補助対象経費	円
補助金確定額	円

(様式第7号)

年 月 日

福岡県知事

( 氏名 ) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金精算払請求書

年 月 日付 第 号で額の確定通知があった補助事業について、福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 取組名

2 請求額

金	円也
(内訳)	
補助金確定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

(様式第7号の2)

年 月 日

福岡県知事

( 氏名 ) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金交付要綱第14条第1項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 取組名

2 請求額

金	円也
(内訳)	
交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

3 支払明細書

別紙1のとおり

別紙1 (様式第7号の2関係)

支 払 明 細 書

(単位:円)

経費の区分	書類番号	内 容 (品目等)	支 払 済 (支 払 確 定) 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 充 当 額	入 手 日	支 払 (予 定) 日	支 払 先	備 考
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		小 計							
		合 計							

※支払済、支払確定分のみ記載すること。

※書類番号に対応する、支出証拠書類（領収書、振込書等）の写しを添付すること。

※補助対象経費、補助金充当額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

(消費税法における簡易課税業者の場合は、これを含めた額を記載し、備考欄にその旨を記載すること。)



(様式第8号)

年 月 日

福岡県知事

( 氏名 ) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名 (記名押印又は署名)

年度福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、  
下記のとおり取得財産等を処分したいので、福岡県事業承継実現(経営改善事業)補助金交付要綱第20条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 処分の理由

2 処分する財産等の一覧

財産等の名称	取得価格(税抜)	取得年月 日	処分年月 日	処分の 方法	処分による収 入
合計					

(様式第9号)

年 月 日

福岡県知事

( 氏名 ) 殿

申請者の住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

年度福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金に係る産業財産権等届出書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、  
下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、福岡県事業承継実現  
（経営改善事業）補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 産業財産権等の種類、名称、出願・取得番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（※譲渡及び実施権設定の場合）